

連続立体交差事業庁内検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 連続立体交差事業に関する総合的な検討及び庁内調整を図るため、連続立体交差事業庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 川崎市総合計画に基づく事業進捗状況の確認及び総合的な庁内調整に関すること。
- (2) 課題への対応策検討に関すること。
- (3) その他必要な事項

(庁内検討委員会)

第3条 庁内検討委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 庁内検討委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は、建設緑政局を所管する副市長をもって充てる。
- 4 副委員長は、その他の副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 庁内検討委員会は、委員長が招集する。

(幹事会)

第5条 庁内検討委員会には、下部組織として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、庁内検討委員会の指示等により、事業の進捗状況等の把握、総合的な協議・調整等を行い、その内容を庁内検討委員会に報告する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 4 幹事会は、議長を置く。
- 5 議長は、建設緑政局道路河川整備部担当部長をもって充てる。
- 6 幹事会は、議長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 庁内検討委員会及び幹事会に際し、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 庁内検討委員会の事務局は、建設緑政局道路河川整備部道路整備課（立体交差担当）とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月9日から施行する。

別表1 (第3条関係)

| | |
|------|-------------------------------------|
| 委員長 | 建設緑政局を所管する副市長 |
| 副委員長 | その他の副市長 |
| 委員 | 総務企画局長 財政局長 まちづくり局長 建設緑政局長 |

別表2 (第5条関係)

| | |
|------|---|
| [議長] | 建設緑政局道路河川整備部担当部長 |
| [委員] | 総務企画局企画調整課担当課長 (企画調整) 財政局財政課長 まちづくり局企画課長 まちづくり局都市計画課担当課長 (都市基盤) まちづくり局交通政策室担当課長 (交通計画・小杉駅混雑対策) まちづくり局拠点整備推進室担当課長 (川崎駅周辺整備推進) 臨海部国際戦略本部国際戦略推進部担当課長 (拠点形成・戦略推進) 臨海部国際戦略本部拠点整備推進部担当課長 (基盤調整) 建設緑政局庶務課長 建設緑政局企画課長 建設緑政局広域道路整備室担当課長 (広域道路) |